帯広市水道事業給水条例概要

● ご連絡が必要な時

・新たに水道を使用するとき
・水道の使用をやめるとき
・水道使用者の氏名又は住所が変更になったとき
※一時的に使用しない場合（長期的な出張や入院など）でもお手続きが必要です。
お手続きがなければ、水道の使用が無くても基本料金の請求対象となります。

● 水道料金について

・水道料金は水道の使用者から徴収します。
２ヶ月毎にメーターの検針を行い、基本料金と従量料金(使用水量に応じた額)を合計した額となります。
なお、水道料金は、下水道使用料を合算し請求します。

▽上下料金の一例（２ヶ月分・税込）

<メーター口径13mm：一般用の場合>

使用水量（㎥）	水道料金（円）	下水道使用料（円）	計（円）
基本料金	1,980	1,738	3,718
10	2,475	2,288	4,763
20	2,970	2,838	5,808
30	5,610	4,389	9,999
40	8,250	5,940	14,190
50	11,440	7,898	19,338

<メーター口径20mm：一般用の場合>

使用水量（㎥）	水道料金（円）	下水道使用料（円）	計（円）
基本料金	2,420	1,738	4,158
10	3,311	2,288	5,599
20	4,202	2,838	7,040
30	6,842	4,389	11,231
40	9,482	5,940	15,422
50	12,672	7,898	20,570

● 料金の支払い方法について

・コンビニや金融機関で納付書によるお支払い
・口座振替
※水道料金を指定期限内に納入がないときには給水を停止する場合があります。

● 給水装置の管理

・お客様の敷地内にある**給水管・元せん・蛇口・水道メーター**などの維持管理や修理は皆様の負担で行っていただきますので、大切に管理してください。

【担当】※令和６年３月３１日まで
帯広市上下水道部経営室料金課
◆お引越しや名義変更・使用水量のことなど
料金係　(0155)65-4213
◆料金お支払いの相談など
収納係　(0155)65-4214

【担当】※令和６年４月１日から
帯広市上下水道お客様センター
◆お引越しや名義変更・使用水量のことなど
(0155)65-4213
◆料金お支払いの相談など
(0155)65-4214